

入札参加資格審査申請書変更届(県外建設業者)記入の手引き

申請している事項について、変更がある場合は、速やかに添付書類とともに変更届を提出してください。

なお、変更届の提出をしなかった場合、入札に参加できないこともありますので、ご注意願います。

【問い合わせ先】

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班 TEL：073-441-3069（直通）

1 提出方法について

(1) 郵送の場合

提出先	〒640-8585（県庁専用郵便番号のため所在地記載不要） 和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班 あて
部数	1部
返送希望時	当課の受付印が必要な場合は、その旨明記し、「必要な額の切手を貼った返信用封筒と返信用書類（正本の写しや任意の受付票等）」又は「必要な額の切手を貼った返信用はがき」を同封してください。

(2) 電子メールの場合

提出先	e0811004@pref.wakayama.lg.jp
件名	【県外建設業者】入札参加資格変更届（〇〇） ※〇〇は商号又は名称を記載 例）【県外建設業者】入札参加資格変更届（わかやま建設（株））
返送希望時	電子メールの場合は、認定次第、メールで返信します。当課の受付印が必要な場合は、その旨をメール本文へ明記してください。（書類をスキャンしたPDFを送付します。）

※郵送、電子メールともに、事務処理完了までの目安期間は「当課への到達日から5開庁日以内」です。書類やデータに不備又は不足がある場合、更に期間を要する可能性があります。

2 変更届の記載について

- 「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」の欄は、主たる営業所（本社や本店など）のことを記載してください。（契約等を支店等に委任している場合でも、変更届は委任している支店等ではできません。）
- 「担当者名」「連絡先電話番号」については、記載内容の問い合わせに対応していただく方の氏名及び担当者の連絡先電話番号を記載してください。
- 日付は提出日を記載してください。

3 注意点

- 委任状を添付する場合、委任期間は変更年月日から認定期間の終了日を記載してください。
例）令和4年1月1日から令和5年5月31日
- 入札参加を辞退する場合は、その旨を申し出る書類（任意様式）を提出してください。
- 業種の追加は随時受付していません。業種を追加できるのは追加受付の時のみです。
- 民事再生手続または会社更生手続の開始の申請を申し立てた場合、入札に参加できなくなりますが、手続きの開始が決定されたときは、別途定めている再審査の申請を行うことによって入札に参加することができるようになります。
※ 該当するに至った場合は、まず県に連絡してください。
また、再審査の申請をするときは、提出書類等について確認してから提出してください。
- 会社の合併、分割、または営業譲渡により、入札参加資格を持つ会社から入札参加資格を持たな

い会社へ入札参加資格の承継を希望する場合、別途定める手続きにより承継の認定を行いますので、あらかじめ認定の内容や提出書類等について確認をしてから申請の手続きをしてください。

※ 申請期間は事実発生日から3か月以内となっていますのでご注意ください。

(6) 電子入札用ICカードにかかる情報(電子証明書記載事項)が変更になった場合は、認証局に問い合わせしてICカードを再取得し、電子入札システムへ新しいICカードの変更登録を行ってください。

※ 電子証明書記載事項:企業の名称、本店の所在地、ICカード利用者の氏名・住所。なお、ICカード利用者は代表者(ただし、支店等で和歌山県の入札参加資格を取得している場合は支店長等)となります。それ以外の名義のICカードは利用できませんのでご注意下さい。

4 変更事項ごとの添付書類

※「添付書類」の●は必須、★は必要な場合に添付

※許可変更届(写)を提出する場合は、変更事項が記載され、行政庁の受付印が押印されたものを提出してください。

変更事項	添付書類	備考
(1) 許可の更新	● 許可通知書(写)又は許可証明書(写) 〔建設業〕	・入札参加資格を保有している業種を更新した場合に必要です。 ・許可の更新後の有効期間が令和4年4月1日以降に開始する場合、提出してください。
(2) 許可番号	● 許可通知書(写)又は許可証明書(写) 〔建設業〕	・許可行政庁が変更(知事→大臣、大臣→知事など)になった場合に必要です。 ※合併、分割、営業譲渡により、許可番号を変更した場合は、別途定める承継申請の手続きが必要になります。
(3) 許可業種の削除	● 廃業届(写) (様式第22号の4又は様式第22号の2) 〔建設業〕 ★ 入札参加辞退届 (任意様式)	・入札参加資格を保有している業種を廃業した場合に必要です。 ・当該業種に関する入札参加資格辞退届を提出してください。 ・専任技術者の変更による業種の廃業の場合は様式第22号の2でも可能です。 ※業種追加は、定期受付又は追加受付以外では申請できません。
(4) 許可区分	● 許可通知書(写)又は許可証明書(写) 〔建設業〕	・入札参加資格を保有している業種について、一般許可から特定許可、又は特定許可から一般許可に変更した場合に提出が必要です。
(5) 主たる営業所の ・商号又は名称 ・代表者氏名 ・所在地 ・電話番号	● 許可変更届(写) (様式第22号の2) 〔建設業〕 ★ 委任状	・変更事項が分かる許可変更届(写)を提出してください。 ・契約を従たる営業所に委任している場合は、新しい委任状も提出してください。

変更事項	添付書類	備考
(6) 県内営業所の有無	有→無の場合 ●許可変更届(写) (様式第22号の2) [建設業]	<ul style="list-style-type: none"> 変更事項が分かる許可変更届(写)を提出してください。 有→無の場合で、県内営業所を契約する営業所としていた場合は、下記の「(7)契約する営業所の変更」による手続きも必要です。 ※地方基準点数は、80点減点して再認定します。(再審査申請がなくても職権で行います。)
	無→有の場合	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める再審査申請により申請手続きをしてください。(地方基準点数を80点加点します。) 無→有の場合で、県内営業所を契約する営業所に変更する場合は、下記の「(7)契約する営業所の変更」の手続きも必要です。
(7) 県内営業所の ・名称 ・所在地 ・電話番号 ・契約営業所代表者の 役職又は氏名	●許可変更届(写) (様式第22号の2) [建設業] ★令第3条使用人一覧 (様式第11号) [建設業] ★委任状	<ul style="list-style-type: none"> 変更事項が分かる許可変更届(写)を提出してください。 契約営業所代表者の変更で、変更事項が許可変更届(写)に記載されていない場合は、様式第11号も提出してください。 県内営業所を契約する営業所としている場合は、新しい委任状も提出してください。 所在地を変更した場合は、外観(看板、許可標識掲示等が確認できる)及び営業所内部(机、椅子、帳簿等が確認できる)の写真を提出してください。
(8) 契約する営業所 【例】 大阪支社→本社 大阪支社→和歌山支店	●変更後の営業所の 状況が分かる次の いずれかの書類の 写し ・様式第1号の別表 ・様式第1号別紙二(1) ・様式第1号別紙二(2) ・様式第2号の2 ・様式第22号の2 [建設業] ★委任状 ★納税証明書(県税)	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の「契約する営業所」が主たる営業所以外である場合は、委任状も提出してください。 ※主たる営業所と契約する場合は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> 変更後の「契約する営業所」が新たに設置された県内営業所の場合、地方基準点数が80点加点されますので、別途定める再審査申請による手続きも同時に行ってください。 納税証明書(県税)は写しでも可能です。

変更事項	添付書類	備考
(9) 契約する営業所の ・ 名称 ・ 所在地 ・ 電話番号 ・ 契約者役職氏名	● 許可変更届(写) (様式第 22 号の 2) [建設業] ★ 令第 3 条 使用人一覧 (様式第 11 号) [建設業] ★ 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更事項が分かる許可変更届(写)を提出してください。 ・ 契約営業所代表者の変更で、変更事項が許可変更届(写)に記載されていない場合は、様式第 11 号も提出してください。 ・ 新しい委任状を添付してください。
(10) 契約する営業所の許可業種の削除	● 許可変更届(写) (様式第 22 号の 2) [建設業] ★ 辞退届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更事項が分かる許可変更届(写)を提出してください。 ・ 入札参加資格を保有している業種の許可を削除した場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。 <p>※業種追加は、定期受付又は追加受付の時にしか申請できません。</p>